

勝浦市災害時保健活動マニュアル

令和7年6月版

目次

1. マニュアル策定の目的	1
2. マニュアルの位置づけ	1
3. 勝浦市の災害時の組織体制	2
4. 保健活動の体制	3
5. 配備基準と留意事項	4
6. 災害フェーズにおける保健活動	5
7. 勝浦市、夷隅保健所、千葉県庁の各役割と連携	14
8. 要配慮者への支援	16
9. 応援派遣者の受入れについて	17
10. 職員の健康管理・労務管理	19
11. 平常時の活動	19
12. マニュアル策定の要領について	21
13. マニュアル活用について	21
14. マニュアル改定について	22
附属資料・参考資料目次	23
附属資料:	24
参考資料	36

地域防災計画に基づく被害想定の記事

平成23年三陸沖東日本大震災はマグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらした。県内でも、津波や液状化などにより大きな被害を受けたところである。

また、令和元年度の房総半島台風（台風15号）は、県内10カ所において観測史上1位の最大瞬間風速を更新する記録的な暴風をもたらし、大規模停電とそれに伴う広範囲に渡る断水が発生した。本市においても、停電等の被害が生じた。

なお、今後、本市に大きな影響を及ぼすおそれのある地震としては、駿河トラフ沿いの「東海地震」、相模トラフ沿い及び房総半島沖を震源域とするマグニチュード8クラスの南海トラフ地震、南関東地域におけるマグニチュード7クラスの直下地震（首都直下地震）の発生が懸念されており、勝浦市の震度は、ほぼ全域が6弱と想定されている。

市域の被害は、揺れによる建物全壊1,569棟、死者28人、最大避難者数7,308人であり、液状化による建物被害全壊棟数は62棟と想定されている。

1. マニュアル策定の目的

勝浦市地域防災計画に基づく被害想定^{a)}に対して、保健活動に従事する職員、他部署、地元関係機関や団体と災害時保健活動について共通理解を図り、発災直前・直後から迅速かつ適切に保健活動を開始し、中長期にわたり防ぎ得る死と二次的な健康被害の最少化を目指し、本マニュアルを作成する。

a) 勝浦市地域防災計画 総－5－1 ページ

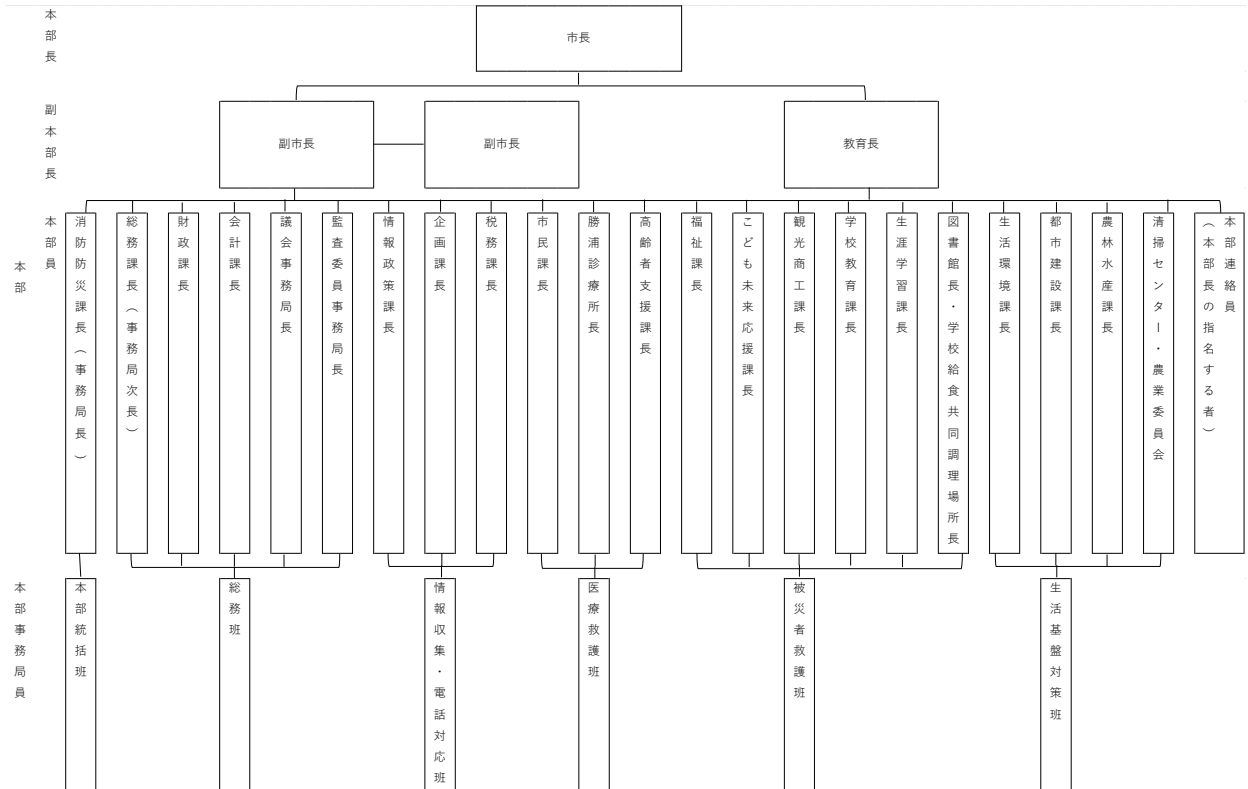
2. マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、災害対策基本法、災害救助法を反映し、千葉県地域防災計画、勝浦市地域防災計画に準ずる。また勝浦市災害時職員初動マニュアル、災害時保健活動アクションカード（地震・津波用）、業務継続計画(BCP)とともに用いる。

3. 勝浦市の災害時の組織体制

勝浦市では、災害対策本部設置前は、情報収集体制、災害即応体制により配備を要する課において対応し、災害対策本部設置後は市長（本部長）の指示の下、第一配備、第二配備及び第三配備にて対応する。なお上記の体制については、夜間、休日等の勤務時間外においても同様である。

a) 勝浦市災害対策本部組織編成



本部	本部長	市長	
	副本部長	副市長 教育長	
	本部員	消防防災課長 総務課長 企画課長 財政課長 情報政策課長 税務課長 市民課長 高齢者支援課長 福祉課長 こども未来応援課長	生活環境課長 都市建設課長 農林水産課長 観光商工課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 議会事務局長 本部長の指名する者
	本部連絡員	本部長の指名する者	
	本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を求める者	

本部事務局	事務局長	消防防災課長
	事務局次長	総務課長
	本部事務局員	本部統括班 総務班 情報収集・電話対応班 医療救護班 被災者救援班 生活基盤対策班

4. 保健活動の体制

本市地域防災計画に基づき災害対策本部長の判断により、医療救護班が設置された際には、各課医療職は医療救護班として活動する。

1) 一括配置による保健活動班設置の場合

複数の部署に分散配置されている保健師等を災害発生時に一括配置し、統括部門及び現場部門における役割は下表のとおりとする。

(表) 災害時保健活動に係る体制と役割

体制	担当者	役割
【統括部門】		
統括保健師：統括的立場の保健師 または衛生部門（市民課）配属で 職位が上位の保健師等	医療職 A	情報管理、活動方針の決定、健康課題の 特定、活動計画策定、人員配置・調整、 関係部署・関係機関との連携調整、応援 派遣者の受け入れ調整、職員の健康管理・ 労務管理等を担う
【現場部門】		
統括補佐保健師：中堅期以降の保健師であることが望ましい	医療職 B 医療職 C 医療職 D	救護所対応、避難所対応、避難所外避難者対応などの具体業務を編成し、各業務をチームで担う
現場保健師	医療職 E 医療職 F 医療職 G 医療職 H	

2) 災害対策本部設置前の災害即応体制の中で活動を担う場合

配属部署の分掌に基づき、部署の他職員と共同して活動を担う。

各部署の詳細は本マニュアル P.27～28を確認。

5. 配備基準と留意事項

全職員は以下のプロアクティブの原則を基本理念とし、危機意識を共有して行動するものとする。

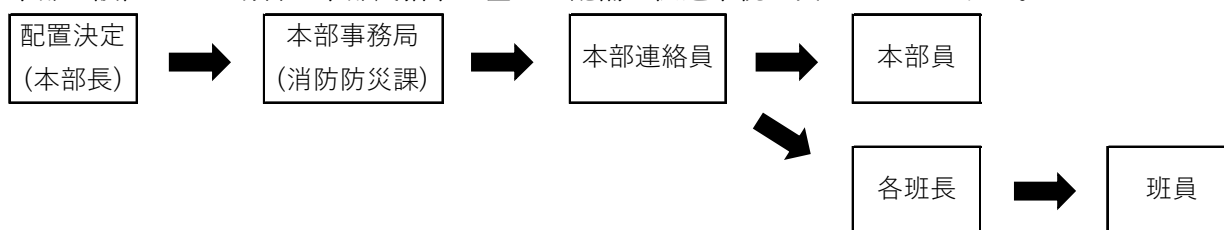
- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、市は勝浦市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、各災害に基準を設け配備体制を取る。詳細は資料集 P.24～26 を確認。

1) 配備及び動員方法

本部が設置された場合の本部長指令に基づく配備の伝達系統は次のとおりとする。



- ・勤務時間内の発災の場合、所属部署で活動を開始する。外出先で被災した場合は安全に配慮しながら速やかに帰庁する。伝達方法は、庁内放送、防災行政無線、職員参集メール、口頭により行う。
- ・勤務時間外発災の場合、原則として所属部署に参集する。但し、別途指示がある場合は、それに従う。防災行政無線、職員参集メール、電話により行う。
- ・出勤できない場合、職員参集メール※ もしくはロゴチャット等により安否の報告を行い、所属長または、統括保健師に指示を仰ぐ。
※安否・参集確認メールがアンケート付で自動送信される。
医療救護班と所属部署から連絡が入るため両方に報告する。
- ・動員の指令を受けた職員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、できるだけ速やかに登庁しなければならない。

2) 登庁時の携行品

身分証明書 飲料水 食料 着替え 雨具 ラジオ 懐中電灯 乾電池 筆記用具

3) 自主登庁または自主参集

- ・勤務時間外に大地震が発生し、上記による伝達が不可能な場合で、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断される場合は、自主登庁するものとする。
特に、災害対策本部の活動体制を早期に確保するため、市庁舎から概ね4km圏内に居住する職員は速やかに登庁するものとする。

ただし、交通手段の途絶等による市庁舎への登庁が困難な場合、最寄りの避難所等の市の施設に参集し、施設管理者と協力して災害対応に従事するとともに、所属長等に状況を報告し、その後の対応等について指示を仰ぐ。

4) 自宅待機機の要件

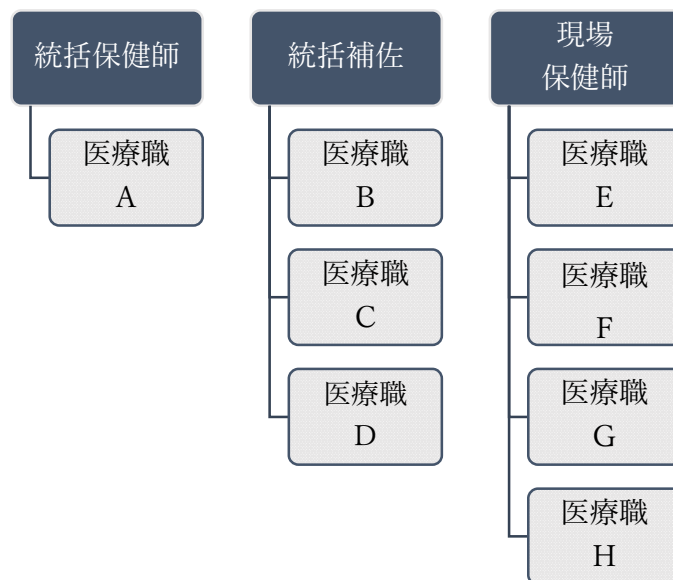
1. 職員の家族等が死亡したとき。
2. 職員または家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき。
3. 子の保育、親の介護などにより在宅の必要があるとき。
4. 同居する家族の安否が取れないとき。
5. 周囲の初期消火及び人命救助を行っているとき。
6. 参集するにあたり、徒歩による移動距離がおおむね20km以上となるとき。
7. その他、必然的かつ合理的な理由があるとき。

※所属長においても、死亡又は4) 自宅待機機要件等により、参集及び職員の安否と参集状況を確認できない可能性があることから、所属部署内で所属長の代替順位を決めておくこと。

※自宅待機機していた職員にあたっては、参集できる状態になり次第直ちに所属長に連絡すること。

6. 災害フェーズにおける保健活動

1) 保健活動の全体像（表）



発災時間によって発災直後から活動できる職員数も限られるため柔軟に対応する

2) 各フェーズにおける活動（フェーズ0～5）

保健師の役割別業務（活動）内容

フェーズごとの保健活動行動計画（全体的な活動内容）

	統括保健師	統括補佐保健師	現場保健師
直接的支援活動		市民の健康管理	市民の健康管理
		・医療救護活動の協力 ・避難行動要支援者、要配慮者の安否健康状況の集約(関係課と連携) ・避難所及び被災地域における健康調査、健康相談、保健指導体制の整備 ・健康課題の把握と課題解決への検討 ・現場保健師の支援	・医療救護活動の協力 ・避難行動要支援者、要配慮者の安否、健康状況の確認 ・避難所及び被災地域における健康調査、健康相談、保健指導 ・個別の処遇調整 ・こころのケア ・生活必要物品の調整 ・感染症予防等健康教育
情報収集・分析活動	情報の収集及び集約		情報の収集
	・被災状況 ・保健医療福祉ニーズ ・外部支援者の活動 ・医療提供体制 ・災害対策本部、県、保健所から情報収集		・被災状況 ・保健医療福祉ニーズ ・関係機関からの情報を報告
企画調整・管理活動	・活動拠点整備 ・職員の参集、安否確認 ・保健活動に沿った人員配置の検討 ・事業中止延期等の方針確認指示 ・職員の健康管理	・統括保健師の補佐 ・衛生用品の調達、管理体制の構築 ・活動拠点及び必要物品を現場保健師と準備	・活動拠点の準備 ・必要物品の準備
	活動方針の検討・決定・評価	活動方針の検討・決定・評価	
	・フェーズや各期の健康課題解決・課題の検討 ・上層部や災害対策担当部署へ相談、連絡、調整し方針を決定	・フェーズ各期の健康課題を抽出 ・実施に向け、現場保健師へ指示	
	受援	受援	受援
	・保健師派遣要請の検討 ・保健師の派遣要請 ・外部支援者の受け入れと活動調整	・統括を補佐 ・外部支援者へのオリエンテーション	・外部支援者の役割を認識し連携
	関係部署・関係機関との連絡調整	関係部署・関係機関との連絡調整	関係部署・関係機関との連絡調整
	・内外関係者との連絡活動調整 ・関係者ミーティングの企画、集約	・統括を補佐 ・関係者ミーティングの企画運営	・関係者ミーティングに参加
	活動状況の集計	活動状況の集計	
	通常業務再開準備・調整	通常業務再開準備・調整	通常業務再開準備・調整
	・再開までのスケジュール作成	・会場準備、物品調達 ・事業再開通知に関する調整	・会場準備、物品調達 ・事業再開周知

フェーズ0 初動体制の確立 発災後24時間以内

	統括保健師	統括補佐保健師	現場保健師
直接的支援活動	市民の健康管理	市民の健康管理	市民の健康管理
	各避難所及び被災地域における保健医療福祉ニーズを把握し、外部支援の必要性を検討	- 医療救護活動の協力 - 避難所及び被災地域における保健医療福祉ニーズを把握 ※健康調査等 - 避難行動要支援者、要配慮者の安否、健康状況の集約 ※関係各課と連携	- 医療救護活動の協力 - 避難所及び被災地域における保健医療福祉ニーズを把握 ※健康調査等 - 避難行動要支援者、要配慮者の安否、健康状況の集約 ※関係各課と連携
情報収集・分析活動	情報の収集及び集約		情報の収集
	- 被災状況 - 避難所の状況（開設状況、避難者数、要支援者等） - 避難所以外の状況（車中、テント、在宅等） - 保健医療福祉ニーズ - 医療提供体制 ※災害対策本部・県・保健所から情報収集		統括保健師に報告
	保健活動体制の構築		保健活動体制の構築
	- 施設設備の安全確認を行い活動拠点の確保 - 職員の参集状況、安否確認 - 被災状況に応じて、保健活動に必要な人員配置の検討 - 事業中止延期等を検討		- 活動拠点の準備 - 必要物品の準備
	活動方針の検討		
	- フェーズ各期の健康課題を抽出 - 上層部や災害対策担当部署へ相談、連絡、調整し方針を決定		
	受援		
	- 保健師派遣要請の検討 - 保健師の派遣要請 - 外部支援者の要請及び受け入れと活動調整		
	関係部署・関係機関との連絡調整		
	- 必要に応じて、県・保健所に応援、派遣、公衆衛生スタッフを要請し、調整 - 避難所設置運営部署との連携		
	活動状況の集計		

I 応急医療等の実施

医療救護所の設置については、勝浦診療所、災害医療協力病院、市内医療機関と協力して実施する。

(1) 地区内の救護所との連絡を密にしながら、応急医療活動を支援する

(2) 救護所が実施する応急医療活動に関して、以下の活動を行う

ア 救護所に指定された各医療機関に対して、救護スタッフの編成と医療救護活動の実施を市長名で要請し、負傷者の救護に関し、以下の活動を行う

☐ 救護所への負傷者の誘導、搬送等の活動調整

☐ 救護所との連絡、広域的な医療応援に関する情報の伝達

イ 被災の状況に応じ必要がある場合は、夷隅医師会に対して医療救護活動の実施を要請する

II 重症者等の後方移送

市内に設置された救護所では処置できない高度な医療が必要な患者や初期治療を終えた重症者等のより高度な医療が必要な患者については、後方医療施設に移送する必要がある。重症者等の後方移送が必要な場合には、市長（本部長）又は知事に要請し、輸送は市及び県が関係機関との連携のもとに実施する。

フェーズ1 緊急対策（生命・安全の確保） 発災後 72 時間以内

	統括保健師	統括補佐保健師	現場保健師
直接的支援活動		市民の健康管理	市民の健康管理
		- 避難所及び被災地域に健康調査、健康相談、保健指導体制の整備 ※要支援者をリスト化する - 現場保健師の支援 - 避難所設置運営担当部署へ生活用品等要請 - 避難所等巡回班の活動内容の調整と準備	- 避難所及び被災地域に健康調査（保健医療福祉ニーズの把握）、健康相談、保健指導 - 個別の処遇調整（医療・福祉サービスの調整） - こころのケア - 生活用品（健康管理上必要な物品・手洗い・消毒等）の確保 - 感染症予防等健康教育（感染症、食中毒、エコノミークラス症候群、熱中症等などの予防） - 保健、医療、福祉に関する情報提供
情報収集・分析活動・企画調整・業務管理活動	情報収集及び集約	情報収集及び集約	情報収集及び集約
	※フェーズ0の継続	※フェーズ0の継続 ・保健医療福祉等新情報を収集し、現場保健師に周知	- 避難所及び被災地域における保健医療ニーズを把握 ※健康調査等
	保健活動体制の構築	保健活動体制の構築	
	保健活動に沿った人員配置の検討	- 活動拠点及び必要物品を現場保健師と準備 - 職員の健康管理	
	活動方針の検討	活動方針の検討	
	- フェーズ各期の健康課題に沿った活動方針の決定、評価、見直し - 上層部や災害対策担当部署へ相談、連絡、調整し、方針を決定	フェーズ各期の健康課題に沿った活動方針の決定、評価、見直し	
	受援	受援	
	- 保健師派遣要請の検討 - 保健師の派遣要請 - 外部支援者の要請及び受け入れと活動調整の窓口	- 保健師派遣要請の検討 - 外部支援者の受け入れと活動調整 - 統括保健師に状況報告	
	関係部署・関係機関との連絡調整	関係部署・関係機関との連絡調整	関係部署・関係機関との連絡調整
	- 内外関係者との連携活動調整 - 関係者ミーティングの企画、集約	- 統括を補佐 - 被災者の保健医療福祉ニーズにより関係機関と連絡調整関係者ミーティングの企画運営	関係者ミーティングへ参加
	活動状況の集計	活動状況の集計	

フェーズ2 応急対策（生活の安定 避難所対策） 概ね4日目から1・2週間

	統括保健師	統括補佐保健師	現場保健師
直接的支援活動		市民の健康管理	市民の健康管理
		フェーズ1を継続 ・被災者支援情報を現場保健師に周知	フェーズ1を継続 ・被災者支援情報を現場保健師に周知
情報収集・分析活動・企画調整・業務管理活動	情報収集及び集約	情報収集及び集約	
	・情報の集約	・避難所及び被災地域 ・他課からの被災者支援情報	
	保健活動体制の構築	保健活動体制の構築	
	・活動体制の見直し調整 ・職員の健康管理	・活動体制の見直し調整 ・職員の健康管理	
	活動方針の検討	活動方針の検討	
	・活動の見直し ・上層部や災害対策担当部署へ相談、連絡、調整し、方針を決定	・活動の見直し ・報告書の作成	
	受援	受援	
	・外部支援者の要請及び受け入れと活動調整の窓口	・外部支援者の要請及び受け入れと活動調整 ・統括保健師に状況報告	
	関係部署・関係機関との連絡調整	関係部署・関係機関との連絡調整	
	・関係者ミーティング ・関係課、県、保健所等 ・通常業務再開スケジュールの検討	・関係者ミーティング	
	活動状況の集計、まとめ	活動状況の集計	
	通常業務再開準備・調整	通常業務再開準備・調整	
		・通常業務再開スケジュール検討	

フェーズ3 応急対策 避難所～仮設住宅入居 概ね1～2週間から1～2か月

避難所の統合・縮小・閉鎖や実家等へ避難していた母子が帰宅する等、市民の生活環境に変化が起きる時期

外部支援者の活動も順次終了し、撤退する時期

【健康課題】

長期の避難生活のストレスから、うつ病、飲酒によるアルコール依存などの発生や悪化

	統括保健師	統括補佐保健師	現場保健師
直接的支援活動		市民の健康管理	市民の健康管理
		・現場保健師の支援	・避難所、みなし仮設住宅等 転居先、在宅被災者等要支援者への訪問指導 ・要支援者への支援
情報収集・分析活動・企画調整・業務管理活動	情報収集及び集約	情報収集及び集約	
	・情報の集約 ・転居者情報の入手を担当課と調整	・避難所及び被災地域の情報 ・仮設及びみなし仮設住宅入居者の情報	
	保健活動体制の構築	保健活動体制の構築	
	・活動体制の見直し調整 ・職員の健康管理	・活動体制の見直し調整 ・職員の健康管理	
	活動方針の検討	活動方針の検討	
	・活動の見直し ・上層部や災害対策担当部署へ相談、連絡、調整し、方針を決定	・活動の見直し	
	受援	受援	
	・外部支援者の要請及び受け入れと活動調整の窓口	・外部支援者の要請及び受け入れと活動調整 ・統括保健師に状況報告	
	関係部署・関係機関との連絡調整	関係部署・関係機関との連絡調整	
	・関係者ミーティング ・関係課、県、保健所等	・関係者ミーティング	
	活動状況の集計、まとめ	活動状況の集計	
	通常業務再開準備・調整	通常業務再開準備・調整	
	・通常業務再開スケジュールの検討	・通常業務再開スケジュールの検討	

復旧・復興対策、仮設住宅対策、新しいコミュニティづくり 概ね1～2か月以降

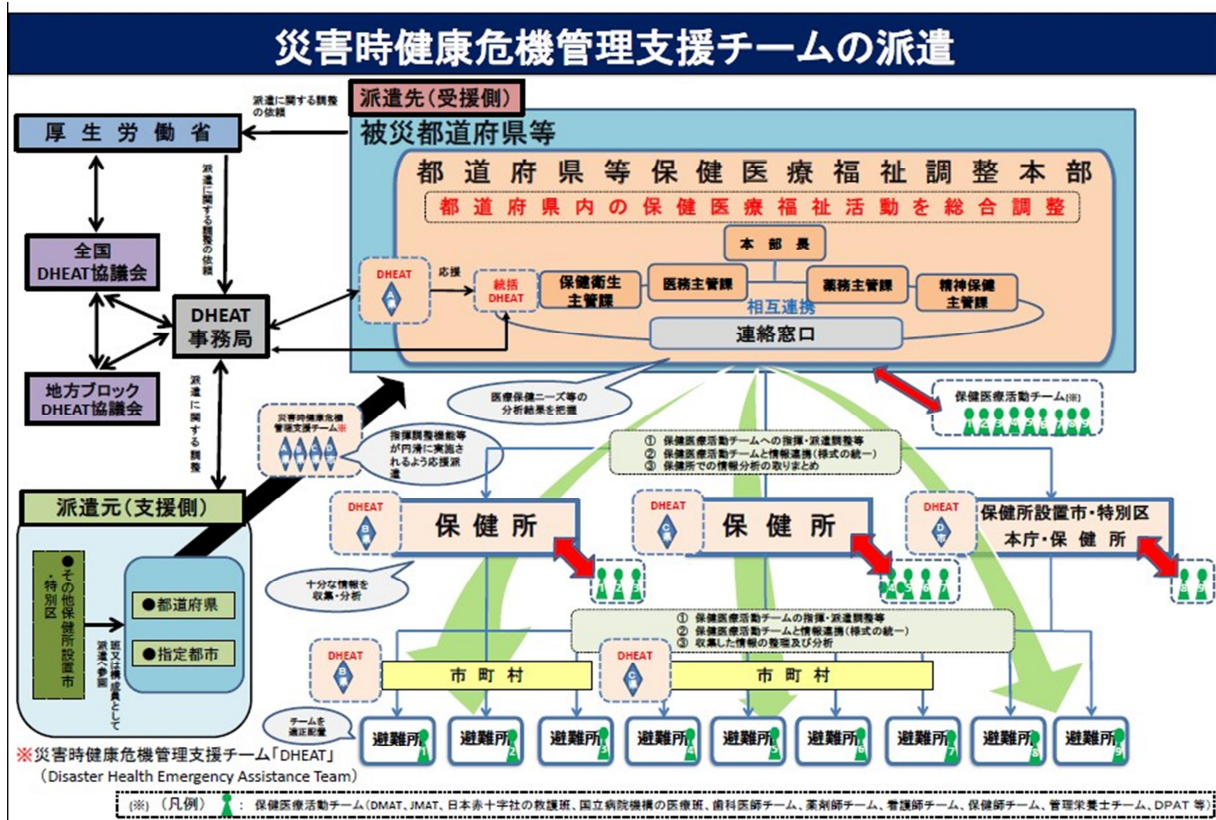
	統括保健師	統括補佐保健師	現場保健師
直接的支援活動	住宅関係課との連携・調整	市民の健康管理	市民の健康管理
		- 避難所、みなし仮設住宅等転居先、在宅被災者等要支援者への訪問指導 - 現場保健師の支援	- 避難所、みなし仮設住宅等転居先、在宅被災者等要支援者への訪問指導 - 要支援者への支援
情報収集・分析活動・企画調整・業務管理活動	情報収集及び集約	情報収集及び集約	
	県の担当課、他市町の取り組み等の情報の入手	- 避難所及び被災地域 - 仮設及びみなし仮設住宅入居者	
	保健活動体制の構築	保健活動体制の構築	
	活動体制の見直し調整	- 活動体制の見直し調整 - 職員の健康管理	
	活動方針の検討	活動方針の検討	
	- 生活再建に重点を置いた活動の見直し - 上層部や災害対策担当部署へ相談、連絡、調整し、方針を決定	生活再建に重点を置いた活動の見直し	
	受援	受援	
	外部支援者の活動調整の窓口	- 外部支援者の活動調整 - 統括保健師に状況報告	
	関係部署・関係機関との連絡調整	関係部署・関係機関との連絡調整	
	関係者ミーティング	関係者ミーティング	
	活動状況の集計、まとめ	活動状況の集計	
	通常業務再開準備・調整	通常業務再開準備・調整	
	通常業務再開	通常業務再開	

災害フェーズにおける保健活動の全体像							
保健活動の一覧表を示すと、発災時のフェーズにおいて実施する事項の共有や、ロードマップの作成の参考に活用することができます。							
地域防災計画との照合により、活動内容に過不足がないか確認し、保健師の役割別（統括保健師、補佐保健師、現場保健師など）に加筆修正して活用することを想定しています。							
フェーズ	発災前（風水害） （警戒レベル3等）	フェーズ0～1 発災から24時間	フェーズ2 24時間～72時間	フェーズ3 72時間後～1週間	フェーズ4 1週間後～1か月	フェーズ5 1か月以降	
主要な対策	高齢者等要配慮者避難	生命・安全の確保対策	救護・在宅療養者等対策	要配慮者等対策	避難所等対策	応急仮設住宅等対策	
保健活動の体制の構築	市災害対策本部医療救護班	市災害対策本部医療救護班設置					
		初期対応方法の決定・周知	本部方針、地域状況、受援等に伴う活動体制の再編			復旧・復興計画の策定 急～慢性期対応の検証	
応援派遣者等の受入		応援要請可否判断	受援調整・準備 受援（指揮命令検討の確立、役割分担の明確化）				
			都道府県庁・管轄保健所・派遣元自治体等の調整	応援継続等方針の判断	応援の縮小・終了		
情報収集・発信	情報収集・発信体制確認	被災情報（人的・物的被害、ライフライン等）、地域健康課題（予測される二次健康被害含む）					
		避難所等開設状況、避難者情報の把握					
		医療機関の状況把握（EMIS等）					
		要配慮者の安否確認					
		保健・看護・介護・薬局等地域資源の状況等の把握、情報提供					
医療救護対策	医療救護所の開設検討	医療救護所の設置、地域医療コーディネーターとの連携					
		緊急入院・受診等の調整					
		医薬品、衛生資機材等の確保・調整			地域支援体制への移行		
		三師会・医療救護班との連絡・調整					
避難所・車中泊等の対策	避難所の開設	保健予防対策方針決定					
		二次健康被害防止対策 避難所の衛生管理と生活環境整備					
要配慮者対策	避難行動要支援者等支援 避難入院等の調整	ハイリスク者（人工呼吸器等を要する在宅療養者、透析患者等）の支援					地域支援体制への移行
		福祉避難所、緊急入所等の調整					
仮設住宅等入居者の対策							仮設住宅等入居者支援
							地域コミュニティ支援
職員の健康・労務管理	安全確保・職員招集	安全確保・職員招集 健康・労務管理方針決定・実施					
通常業務	BCP発動検討	BCP（業務継続計画）発動	通常業務（一部）再開検討調整			通常業務再開	

13

7. 勝浦市、夷隅保健所、千葉県庁の各役割と連携

下記資料： <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001163670.pdf>



1) 勝浦市

災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) 受け入れに伴い、市町村における指揮調整業務の支援として想定される以下の業務について、市は、指揮調整業務を担うとともに、災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) や災害派遣医療チーム (DMAT) 等の外部からの応援を迅速、的確に受け入れるため、情報共有や各種調整を行うための体制を整備する必要がある。このため、医療救護班統括保健師はスムーズに連携が図れるよう協力する。

- ・市町村へのリエゾン派遣
- ・市町村本部の立ち上げの支援
- ・情報収集、情報整理、分析評価
- ・受診調整の支援
- ・対策会議の設置（統合指揮調整）の支援
- ・応援要請、資源調達の支援
- ・広報、渉外業務の支援
- ・職員の安全確保、健康管理の支援

2) 夷隅保健所（都道府県型）

1. 保健所本部の立ち上げ

- ・保健所は、被災市町村が行う保健医療活動に必要な人的資源を調整する窓口を設置する。

2. 保健医療調整窓口の設置

- ・保健所は、被災市町村からの保健医療活動チームの応援要請をとりまとめ、都道府県保健医療調整本部に対して応援派遣を求め、保健医療活動チームの受援体制の準備、調整業務を行う。
- ・保健所は、保健医療活動チームを被災市町村からの応援要請に応じて調整し、派遣する。また、各保健医療チームに対し、市町村と連携して指揮又は連絡を行い、避難所等への派遣調整を行う。
- ・ただし、救命救急を担う DMAT 等の保健医療活動チームの活動については、保健所を経由せず、災害医療コーディネーターとの調整に基づき、直接病院等への派遣調整を行うなど、指揮又は連絡、派遣調整を臨機応変かつ柔軟に対応する。

3. 情報収集・伝達共有ラインの構築及び分析

- ・保健所は、急性期において市町村の情報収集が困難な場合は、被災市町村の求めを待たずに、リエゾンとして保健所職員を派遣し、市町村の情報を収集し保健医療ニーズの分析をする。
- ・保健所は、災害医療に関する地域災害拠点病院、郡市医師会、郡市歯科医師会、郡市薬剤師会、消防署等の関係機関、団体との連絡体制、情報共有体制を構築する。
- ・保健所は、上記の連絡体制、共有体制を構築するために、地域災害医療対策会議等を設置し、これらの関係機関と市町村、DMAT を含む保健医療活動チーム等相互の情報交換により、地域の医療ニーズを把握し、適切な対策が実行できるよう調整を図る。
- ・保健所は、派遣した保健医療活動チームに対するオリエンテーションやミーティングなどの機会を通して、指揮をとり連絡調整を行う。

3) 千葉県庁

- ・千葉県地域防災計画を作成し、県内の市町村の状況・活動全体を統括、厚生労働省、他の自治体、関係団体との調整を行う。
- ・県全体の事象進展を予測しながら、早期に対応すべき事項、中長期に対応すべき事項について、先行的な対策樹立と体制確保を行う。

8. 要配慮者への支援

避難行動要支援者名簿をもとに、関係者と連携し、安否・健康状態の確認と情報集約を行う。

(P5. 6.災害フェーズにおける保健活動を参照)

対象者となる方

在宅で家族などの支援が受けられない方で、以下の①～⑧に1つでも該当する方が対象となる

①75歳以上で一人暮らし・75歳以上のみの世帯

②要介護3・4・5の認定を受けている方

③身体障害者手帳1級・2級・3級の認定を受けている方

④視覚・聴覚の障害認定を受けている方のみの世帯

⑤知的障害(療育手帳A、Aの1)の判定を受けている方

⑥精神障害(精神障害者保健福祉手帳1級)の認定を受けている方

⑦難病や常時特別の医療などを必要としている方

(呼吸器等、電源を使用した医療機器を使っている方については保健所が対応)

⑧そのほか①～⑦以外で災害時の避難に支援が必要な方

要配慮者名簿の保管場所	5年度要配慮者数	支援者
福祉課社会福祉係 ファイルサーバ：避難行動要支援者 台帳システム端末 福祉課：社会福祉係	210人 年度当初に見直し ①～⑧の詳細人数 不明	・ 区長 ・ 児童民生委員

9. 応援派遣者の受入れについて

応援においては、被災自治体職員は被災者支援の全体統括の役割を担う。応援派遣職員は、被災自治体職員と協力して、主として直接、被災者支援を担うことになるが、両者が各々の役割を理解し、効果的に連携、協働することにより、円滑な支援活動を進める。

1) 応援の決定方法、応援・応援終了決定者

統括保健師は医療救護班班長と応援の必要性を検討する。応援は医療救護班班長から総務班長に報告。応援要請の可否が決定したら所定の様式を使用し夷隅保健所に報告する。

応援決定方法： P.34 参照 応援・応援終了決定者： 千葉県庁

2) 応援のための準備

提供情報・資料	・災害の状況 ・依頼業務の目的等（応援・派遣保健師に期待すること、従事にあたっての留意点） ・保健活動に関するオリエンテーション資料一式（業務内容、記録・報告様式等） ・本部から現地までの地図 ・現地の明細地図 ・緊急時の連絡先 ・勝浦市の保健・医療・福祉関係の体系図 ・最新の医療機関情報（診療できる医療機関：病院、医院、歯科医院、薬局等） ・最新の介護・福祉関係サービス事業所情報、福祉避難所などの情報 ・その他必要と思われること（交通手段、災害支援ボランティア等の活動状況）
執務場所と資機材	市役所 201 会議室、予備 PC 等
窓口（主・副）派遣調整担当	主：医療職 B 副：医療職 E・G
情報共有等の方法	毎朝 8 時に 201 会議室に集合その他の報告・連絡ルート：統括→現場
オリエンテーション（保健所実施）地区概況地図を準備	①安全確認 ・応援・派遣保健衛生職員の体調の確認 ・緊急連絡先及び緊急と判断される基準（余震等災害時、被災者の生死に関わる状態を発見した時、応援・派遣保健衛生職員自身の事故や体調悪化時等） ②地域の被害状況（管内地図及びハザードマップ） ・発災後のライフライン、道路状況、避難所・避難者数 ・余震等の発生状況 ③組織体制 ・被災自治体における災害時組織体制、応援・派遣職員は被災自治体の指揮下にあること

	・自治体組織の指揮命令系統図・保健医療調整本部組織図 ・管内関係機関（医療機関・医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会等）の連絡先 ④情報収集 ・情報収集に関する各種帳票類、連絡先の交換 ⑤個人情報の取り扱い規定の確認 ⑥任務及び具体的役割 ・ロードマップ、現在の健康課題 ・依頼業務の目的等（応援・派遣保健衛生職員に期待する事、従事上の留意点） ・依頼業務内容、使用する媒体、個人情報の管理 ・ミーティング開催時間及び場所、収集した情報の報告時間及び報告方法、報告先 ・本部から現地までの移動ルート・移動に要する時間 ⑦ビブス等の装着 ・指揮命令系統に応じて、特に DHEAT については被災都道府県又は保健所と一体的に活動することから被災自治体の準備するビブス等に派遣元の自治体名の記載された名札等を付けることが望ましい。 ⑧その他 ・交通遮断、現地付近の危険箇所 ・被災自治体の保健・医療・福祉関係の体系図 ・最新の医療機関情報（診療できる医療機関：病院、医院、歯科医院、薬局等） ・最新の介護・福祉関係サービス事業所情報、福祉避難所などの情報 ・保健医療活動チームの支援状況 ・現地で飲食ができる場所等
--	--

10. 職員の健康管理・労務管理

災害時に、支援者の健康を守ることは必須である。災害発生時に長期間にわたり支援者の健康を維持するには、ストレスとなる業務を適正化すること、効果的な負担軽減策を早期に導入することにより、バーンアウトなどの職場離脱や生産性の低下を防ぐ。

1) 職員の健康管理（管理者：総務班長・担当者：総務課職員係長）

- ・自治体職員の健康課題リストの作成と共有・留意点
- ・健康セルフチェック表の配布
- ・毎日、定時の血圧測定と記録・管理
- ・職員間の思いの共有（インフォーマル（非公開））
- ・定期的な休養の必要性、ストレスマネジメント等の啓発・教育（チラシやリーフレット）

2) 労務管理（管理者：総務課長・担当者：総務課職員係長）

- ・役割分担と業務ローテーションの明確化
- ・勤務間インターバル9時間以上の確保（フレックスタイム、遅出・早出等）
- ・週1回以上の休日の確保
- ・管理監督者も含めた正確な残業時間の把握
- ・100時間超の残業実施者について健康確保措置の実施
- ・産業医の専任化

（産業医：国民健康保険 勝浦診療所 鳴海 淳、連絡先 0470-77-0331）

- ・単純定型業務のDX化や外注
- ・任命権者・管理監督者に対する長時間労働および過労死の防止に関する啓発

（例）3交代制の場合

班	職員	0:00			8:00	引継ぎ	8:30			16:00	引継ぎ	16:30			0:30
○	□□														
○	△△														
○	☆☆														

3) 健康管理の帳票類・各種資料

職員用の健康管理の啓発チラシ等を、発災時に会議室やトイレに掲示する。

11. 平常時の活動

発災時に迅速な危機管理対応及び適切な保健活動を展開するにあたっては、平常時を発災前と位置づけ、組織内の体制整備、ガイドラインやマニュアルの作成及び周知、地域住民への防災教育や関係機関との連携を含む災害を想定した保健活動、保健師自身の災害に特化した研修の企画や受講、訓練によるスキルアップが必要である。

I. 災害時の保健活動のための体制整備

1. 組織体制の構築と指揮命令系統・役割の明確化

1) 統括保健師等の配置

- 2) 組織体制づくり
 - ・医療救護班の職員の役割を明確化する
- 3) 職員の参集体制の整備
2. 情報伝達体制の整備
 - ・情報収集及び報告のための必要情報の明確化と帳票類、報告方法を決定する
 - ・保健師等職員の名簿、緊急連絡先及び連絡網を作成する
3. 活動体制の整備
 - ・避難所等の設置リスト及び管理者名簿を作成する
 - ・災害時の要援護者リストの作成と定期的な更新を行う
 - ・避難行動や避難生活のために支援が必要な者の病名、症状、治療状況、主治医、関係機関、地図、訪問推薦順位等を記した相談票を整備し、適切に保管しておく
 - ・社会資源（医療機関・福祉施設も含めた施設情報や公共施設、地区組織等）を把握する
 - ・機関別、機能別、エリア別の名簿ならびにマップ等を作成し、その施設の特徴を明記しておく。さらに、災害時の役割が明確になっている施設はその内容も明記しておく
 - ・災害に弱い地域や建物、上下水道の整備等の地区診断を行う
 - ・保健活動に必要な物品の整備、保管を行う
 - ・災害時の必要物品を日常から備蓄するとともに、備蓄品の場所や鍵の保管場所を明確にしておく
4. 避難勧告発令時の活動の検討
5. 長期化に備えた活動体制整備
6. 関係機関等の把握と役割の明確化
 - ・関係機関、支援団体の把握と役割の明確化を行う

表) 保健・福祉分野が把握すべき情報

種別	項目
関係機関 団体リスト	1. 日本赤十字社、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会 2. 市内及び管内、二次医療圏の医療機関、歯科医療機関 3. 市内及び管内の薬局、薬店 4. 社会福祉協議会、ボランティアセンター 5. 介護保険事業所（居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問介護事業所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム等）） 6. 地域包括支援センター、子育て支援拠点 7. 生活支援センター、障害者福祉施設 8. 文教施設（学校、保育園、幼稚園）地区公民館 9. 都道府県外からの支援者の宿泊可能施設
人的資源リスト	1. 職員連絡先及び連絡網 2. 民生委員連絡先 3. 自治会長連絡先 4. 保健推進員等地区組織の連絡先 5. その他、ボランティアや在宅看護職等

12. マニュアル策定の要領について

マニュアル策定及び改定に関わる組織体制及び検討事項を要領として以下のように示す。

勝浦市災害時保健活動検討会設置要領

(設置) 第1章 災害時に保健活動が迅速かつ持続的に推進できるように、災害時保健活動マニュアルの策定及び改定を行うための災害時保健活動検討会を設置する

(検討事項) 第2章 次に掲げる事項を検討する

(1) 災害時保健活動マニュアルの内容に関すること

(2) その他、災害時の保健活動に関して必要と認めること

(構成員) 第3章 検討会は、別表に掲げる者により構成する

(ワーキンググループの設置) 第4章 マニュアルの策定及び改訂に必要な情報収集・分析、実務的な検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

(関係者の出席) 第5章 検討会及びワーキンググループは必用に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる

(庶務) 市民課健康管理係において行う付帯事項は令和7年3月25日から施行する

13. マニュアル活用について

マニュアル活用目的	主担当者・活用時期・活用内容
・災害対応能力の獲得	・災害の知識や実践力を得るための研修・訓練の教材や手段とする
・災害の意識化	・毎年度、担当者名や地域関連情報等を更新することで各自が災害を意識する機会とする ・災害資器材の点検・準備のための手段にする ・訓練等の評価を機会にマニュアル内容を部分的に見直す
・連携強化	・自治体内/地域内の連携強化を意図した研修・訓練等の教材・手段・根拠資料とする ・関係部署や幹部へ災害時保健活動を周知するためのきっかけや手段にする
・他自治体支援	・マニュアルの作成が完了したらホームページで共有する
・予算確保	・災害対策事業の予算要求の根拠資料とする

14. マニュアル改定について

マニュアル策定の要領に則り、年に1回担当者の氏名を変更するため見直しを行う。また災害時保健活動に関連する法改正時、千葉県地域防災計画・勝浦市地域防災計画・その他マニュアル等の改定時、被災・応援経験後において、一部または全面の改定を行う。

改定担当者（チーム）： 医療救護班班長・副班長・各課 医療職・消防防災課 職員

令和7年度版の作成主担当者

福祉課 障害福祉係	
こども未来応援課 こども・子育て支援係	
高齢者支援課 高齢者支援係	
市民課 健康管理係	
消防防災課 消防防災係	

付属資料・参考資料目次

付属資料

1. 各部署の災害時の分掌と役割 24～26
2. 災害対策本部設置前の配備（地震・津波） 27
3. 災害対策本部設置後の配備（地震・津波） 27
4. 災害対策本部設置前の配備（風水害） 28
5. 災害対策本部設置後の配備（風水害） 29～30
6. 勝浦市内の医療機関・歯科医院・薬局連絡先 31
7. 指定福祉避難所連絡先 31～32
8. 災害医療協力病院・夷隅地域災害医療コーディネーター・災害拠点病院・要援護者の搬送について 32
9. 指定避難所 33
10. 応援・派遣のための情報収集について 34
11. 災害時保健活動時の携帯品・必要物品チェックリスト 35

参考資料

1. トリアージ区分 36
2. クロノロ（経時活動記録について） 36～37
3. 医療施設の状況に関する情報収集について 37
4. 保健活動に関する災害準備 30 項目チェックリストについて 38

付属資料

班（班長）	担当課	所属課等	分掌事項・役割
消防防災課	本部統括班	本部統括事務	1. 防災対策全般の統括及び統合調整に関すること 2. 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 3. 避難勧告等の発令及び解除に関すること 4. 災害対策本部会議の総括及び記録に関すること 5. 総合的な災害対策を行うための情報分析に関すること 6. 災害に関する通信情報の総括整理に関すること
	班長 消防防災課長 副班長 防災管理監	その他事務	1. 防犯対策に関すること
総務課 財政課 会計課 議会事務局 監査委員事務局	総務班 班長 総務課長 副班長 財政課長	総務事務	1. 災害情報の広報に関すること 2. 報道機関からの問合せ対応及び報道機関への情報発信依頼の窓口業務に関すること 3. 職員の安否確認及び公務災害補償に関すること 4. 職員の初動及び配備並びに各班をまたいだ応援の調整に関すること 5. 職員の給食、仮眠・待機場所及び健康管理（メンタルヘルス含む）並びに勤務時間管理及び給与（時間外手当含む）に関すること 6. 業務継続計画及び職員の受援に関すること
		連絡調整事務	1. 千葉県対策本部との連絡調整に関すること 2. 消防本部、自衛隊及びその他の関係機関との連絡調整に関すること 3. 消防団に関すること 4. 災害救助法の適用申請及びこれに必要な事務に関すること
		施設等管理事務	1. 災害対策用資機材の調達及び物資の購入に関すること 2. 緊急車両通行証明書に関すること 3. ヘリポートの開設に関すること 4. 応援職員、国・県から派遣される災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、自衛隊災害派遣部隊等の活動基盤の確保に関すること 5. 車両の配車計画及び車両の借上げに関すること
		財務・出納事務	1. 災害関係予算の編成及び執行並びに災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること
		渉外事務	1. 議会との連絡調整に関すること
		その他事務	1. その他いずれにも属さない事務に関すること
企画課 税務課	情報収集・ 電話対応班	情報収集事務	1. 被害情報の収集、集計、整理及び記録に関すること 2. FAX、メールの受理及び対応に関すること

	班長 企画課長 副班長 税務課長	電話対応事務 市民相談事務	3.ライフライン、通信及び公共交通機関の各事業者との連絡調整に関する事 1.電話の受付窓口（コールセンター）の開設及び運営に関する事 1.家屋被害認定調査及び罹災証明に関する事 2.市税の徴収猶予及び減免等に関する事 3.その他の相談に関する事
市民課 高齢者支援課 勝浦診療所 各課医療職	医療救護班 班長 高齢者支援課長 副班長 市民課長	医療救護事務 1～6 が 医療職の業務	1. 避難所における感染症対策及び要配慮者に関する事 2. 住民の健康管理に関する事 3. 医療救護所の設置に関する事 4. 医療機関及び医師会等との連絡調整及び応援要請に関する事 5. 夷隅健康福祉センターとの連絡調整に関する事 6. 負傷者の調査、報告等に関する事
市民課 高齢者支援課	※保健師以外の一般職	行方不明者等事務 その他事務	1. 死者及び行方不明者に関する事 2. 死体搬送及び死体収容場所の設置に関する事 3. 身元不明死体に関する事 4. 埋・火葬の許可発行等の諸手続に関する事 1. 防疫及び消毒に関する事 2. 外国人への対応に関する事
福祉課 こども未来 応援課 観光商工課 学校教育課 生涯学習課 芸術文化交流 センター 図書館 学校給食共同 調理場（避難 所勤務員/各 課）	被災者救援班 班長 福祉課長 副班長 観光商工課長 ※保健師以外の一般職	避難支援事務 連絡調整事務 教育・保育事務 帰宅困難者等 対策事務 その他事務	1.避難所及び福祉避難所の開設、運営に関する事 2.要配慮者の支援に関する事 3.避難者情報の収集及び整理に関する事 4.災害対応物資に関する事 5.救援物資に関する事 6.義援金及び見舞金に関する事 1.勝浦市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 2.ボランティアセンターの設置及び運営支援に関する事 3.日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関する事 1.児童生徒の安全確保に関する事 2.応急教育・保育事務に要する資材、教材、施設及び給食の確保に関する事 1.帰宅困難者に関する事 1.その他被災者救援全般に関する事

生活環境課 都市建設課 農林水産課 水道課 清掃センター 農業委員会	生活基盤 対策班 班長 都市建設課長 副班長 農林水産課長	環境衛生事務	1.災害廃棄物の収集及び処理に関すること 2.ごみの収集及び処理に関すること 3.感染性廃棄物等の取扱いに関すること 4.防疫及び消毒の応援に関すること 5.油流出対処に関すること 6.仮設トイレに関すること 7.じん芥、し尿の収集及び処理に関すること 8.飼育動物の保護に関すること 9.飼育・野生動物の死骸の収集および処理に関すること
		土木施設事務	1.災害危険区域の巡視及び応急処置に関すること 2.災害時の道路通行制限に関すること 3.道路、橋梁等の障害物除去、被害状況の調査及び報告に関すること 4.道路、橋梁等の応急処理及び復旧に関すること 5.土木関係機関との連絡調整に関すること
		住宅事務	1.災害復旧に係る応急処置及び建築関連工事に関すること 2.倒壊家屋の解体撤去及び住宅地の障害物除去に関すること 3.被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関すること 4.応急仮設住宅の建設及び入・退去に関すること 5.災害復興に係る都市計画に関すること 6.市営住宅の点検、整備及び復旧に関すること
		農林水産事務	1.農林水産関係施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2.農林水産関係施設の応急処理及び復旧に関すること
		上水道事務	1.水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること 2.水道施設の応急修理及び復旧に関すること 3.応急給水に関すること
		その他事務	1.その他生活基盤対策全般に関すること

地震・津波に対処する本部設置前の配備は、次のとおりとする。

災害対策本部設置前の配備（地震・津波編）

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	1 市内で震度4を観測し、消防防災課長が必要と認めたとき 2 南海トラフ地震臨時情報(調査中)又は、同(巨大地震注意)が発表されたとき(自動配備)	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める	消防防災課 都市建設課 農林水産課
災害即応体制	1 市内で震度5弱(自動配備) 2 千葉県九十九里・外房に津波注意報又は津波警報(自動配備) 3 東海地震注意情報(自動配備) 4 その他、被害が発生し、消防防災課長が必要と認めたとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 なお、各課間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催することができる。	消防防災課 総務課 都市建設課 農林水産課 福祉課 こども未来応援課 市民課 学校教育課 生涯学習課 情報政策課 千葉県(夷隅地域振興事務所)

災害対策本部設置後の配備（地震・津波編）

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部 第1配備	1 市内で震度5強(自動配備) 2 千葉県九十九里・外房に特別警報(大津波警報)(自動配備) 3 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)(自動配備) 4 内閣総理大臣が警戒宣言(自動配備) 5 以下の(1)又は(2)に該当する場合 で、総合的な対策を講じるため、市長(本部長)が必要と認めたとき (1)特に大きな被害が発生したとき (2)大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が行い得る体制とし、その要因は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各班員が定める	本部を構成する全ての市の機関
災害対策本部 第2配備	1 市内で震度6弱(自動配備) 2 以下の(1)又は(2)に該当する場合 で、市長(本部長)が必要と認めたとき (1)広範囲にわたる災害が発生したとき	災害対策本部第1配備態勢を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案	本部を構成する全ての市の機関

	(2)局地的災害であっても被害が甚大であるとき	して、あらかじめ各班長が定める	
災害対策本部 第3 配備	1 市内で震度6強(自動配備) 2 以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、市長(本部長)が全庁を挙げて災害対応が必要と認めたとき (1)広範囲にわたる災害が発生したとき (2)局地的災害であっても被害が甚大であるとき (3)大規模の災害発生を免れないと予想されるとき	市全ての組織及び機能をあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする	本部を構成する全ての市の機関

風水害に対処する本部設置前の配備は、次のとおりとする。

災害対策本部設置前の配備（風水害）

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	1 市内に以下の気象等の警報が発表されたとき（自動配備） (1)大雨警報 (4)暴風雪警報 (2)洪水警報 (5)大雪警報 (3)暴風警報 (6)高潮警報 2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき 3 その他、被害の発生が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	消防防災課
災害即応体制	1 市内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は、「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき（自動配備） 2 気象警報（波浪を除く）が発表され、かつ市が暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確立が70%以上）とき 3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、消防防災課長が必要と認めたとき 4 その他、大きな被害の発生が予想され、消防防災課長が認めたとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 なお、各課間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催することができる。	消防防災課 総務課 都市建設課 農林水産課 福祉課 こども未来応援課 市民課 学校教育課 生涯学習課 千葉県 （夷隅地域振興事務所）

※配備の特例措置	
1	配備体制を強化する必要があると市長が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
2	市長は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなったと認めるときは当該課の配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。
3	その他、各課の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとする。
※議会事務局には、連絡のみ行う。	

災害対策本部設置後の配備

風水害に対処する本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

災害対策本部設置後の配備（風水害）

配備 種別	配備基準	配備内容	配備を要する課 等
災害対策 本部 第1配備	1 市内に以下の気象等の警報が発表されたとき（波浪を除く） （自動配備） （1）大雨特別警報 （2）洪水特別警報 （3）暴風特別警報 （4）暴風雪特別警報 （5）大雪特別警報 （6）高潮特別警報 2 以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長（本部長）が認めたとき （1）市の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき （2）特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき （3）大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれたとき 3 市全域が台風の暴風域に入ることが確実と予想されるとき ※市域が暴風域に入るまでに配備するものとする	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が行い得る体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各班長が定める。	本部を構成する全ての市の機関
災害対策 本部	以下の（1）から（3）のいずれかに	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制と	本部を構成する全ての市の機関

第2 配備	該当する場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき （1）広範囲にわたる災害が発生したとき （2）局地的災害であっても被害が甚大であるとき （3）大規模の災害発生を免れないと予想されるとき	しその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各班長が定める。	
災害対策本部 第3 配備	以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合で、市長（本部長）が全庁をあげて災害対応が必要と認めたとき （1）広範囲にわたる災害が発生したとき （2）局地的災害であっても被害が甚大であるとき （3）大規模の災害発生を免れないと予想されるとき	市全ての組織及び機能をあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	本部を構成する全ての市の機関
※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると市長（本部長）が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 市長（本部長）は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなったと認めるときは当該班長の意見を聴いての配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。 3 班長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、市長（本部長）の承認を得て、当該班の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。			

※放射性物質事故、大規模火災、公共交通事故の、災害対策本部設置前の配備ならびに設置後の配備については、地域防災計画を参照

勝浦市内の医療機関

名称	所在地（勝浦市）	電話番号
越後貫医院	墨名 6 7 2	0 4 7 0 - 7 3 - 3 1 3 7
勝浦眼科医院	墨名 8 1 5	0 4 7 0 - 7 3 - 0 2 7 0
南洲会勝浦クリニック	墨名 4 8 5 - 2 5 2	0 4 7 0 - 7 0 - 1 2 1 1
川上医院	興津 1 4 7	0 4 7 0 - 7 6 - 0 3 3 1
国保勝浦診療所	松野 4 4 8 - 1	0 4 7 0 - 7 7 - 0 3 3 1
塩田病院	出水 1 2 2 1	0 4 7 0 - 7 3 - 1 2 2 1
長島医院	興津 8 8 1 - 5	0 4 7 0 - 7 6 - 0 0 5 2

勝浦市内の歯科医院

名称	所在地（勝浦市）	電話番号
磯野歯科医院	墨名 5 6 5 - 5 9	0 4 7 0 - 7 3 - 5 3 2 3
サワキ歯科医院	墨名 6 9 9	0 4 7 0 - 7 3 - 4 1 8 1
なかやち歯科医院	墨名 7 0 4 - 2	0 4 7 0 - 7 3 - 3 7 8 1
高梨歯科医院	墨名 7 8 1 - 7	0 4 7 0 - 7 3 - 1 0 5 1
福永歯科医院	墨名 8 0 1	0 4 7 0 - 7 3 - 0 3 5 0
鈴木歯科医院	興津 2 6 7 6	0 4 7 0 - 7 3 - 1 0 8 1

勝浦市内の薬局

名称	所在地（勝浦市）	電話番号
(有)とよせやハラダ薬局	勝浦 3 4	0 4 7 0 - 7 3 - 0 0 3 7
君塚薬局	松野 4 4 5 - 4	0 4 7 0 - 7 7 - 0 0 3 9
フジヒラ薬局駅前店	墨名 2 6 2 - 1	0 4 7 0 - 7 3 - 8 6 0 1
フジヒラ薬局若潮店	墨名 4 8 5 - 1 2 3	0 4 7 0 - 7 3 - 3 8 4 1
スマレ薬局勝浦店	出水 1 2 2 4 - 1	0 4 7 0 - 6 2 - 6 2 5 2
ウエルシア勝浦新官店	新官 1 3 3 7	0 4 7 0 - 7 3 - 9 0 3 2

指定福祉避難所

No.	名称	所在地 (勝浦市)	電話	収容 人数	備考
1	勝浦市福祉避難所	新戸 272-1	62-6041	10	
2	勝浦裕和園（注 1）	市野郷 230-1	77-1321	25	
3	名木緑風苑（注 2）	名木 89-13	70-5150	25	

4	オーシャンビュー勝浦(注3)	部原 1930 番地 3	62-6851	23	
---	----------------	--------------	---------	----	--

(注1) 地域交流スペース (注2) 地域交流センター (注3) 地域交流スペース

災害医療協力病院

名称	所在地	電話番号
塩田病院	勝浦市出水 1 2 2 1	0 4 7 0 - 7 3 - 1 2 2 1
いすみ医療センター	いすみ市荻谷 1 1 7 7	0 4 7 0 - 8 6 - 2 3 1 1

夷隅地域災害医療コーディネーター

ひあり内科医院	氏	0 4 7 0 - 6 0 - 1 2 6 6
塩田病院	氏	0 4 7 0 - 7 3 - 1 2 2 1
いすみ医療センター	氏	0 4 7 0 - 8 6 - 2 3 1 1
もりかわ医院	氏	0 4 7 0 - 8 7 - 3 3 4 7

災害拠点病院

保健医療圏	機関名	電話番号	種別	所在地
山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	0475-50-1199	地域	東金市丘山台 3-6-2
安房	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	04-7092-2211	基幹	鴨川市東町 929
	社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター	0470-25-5111	地域	館山市山本 1155
市原	千葉県循環器病センター	0436-88-3111	地域	市原市鶴舞 575
	帝京大学ちば 総合医療センター	0436-62-1211	地域	市原市姉崎 3426-3
	独立行政法人労働者安全機構 千葉労災病院	0436-74-1111	地域	市原市辰巳台東 2-16

要援護者の搬送

自ら移動することが困難な要救護者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市が、医療救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施します。

陸路での搬送が困難な場合には、ヘリコプター等による航空輸送を行います。

- (1) 勝浦市立勝浦中学校グラウンド
- (2) 元北中学校グラウンド
- (3) 日本冶金工業(株)駐車場 (夏季使用不可) ※旧行川アイランド駐車場

指定避難所

No.	名称	所在地 (勝浦市)	電話 (0470)	収容 人数	備考
1	豊浜小学校	新官 65	73-0233	510	
2	元勝浦若潮キャンパス (注 1)	新官 1380	73-6651	415	
3	勝浦中学校	出水 1120-1	73-0135	1,100	
4	勝浦小学校	墨名 733-1	73-0073	800	【校舎】土砂災害警戒区域
5	芸術文化交流センター (注 2)	沢倉 523-1	73-1001	790	
6	日本武道館勝浦研修 センター(注 3)	沢倉 582	73-2111	500	
7	元郁文小学校	松部 1000-1	73-0246	550	【校舎・校庭】土砂災害警戒区域 【校舎・校庭】土砂災害特別警戒区域
8	元清海小学校	鵜原 142-2	73-6687	500	【校舎・校庭】土砂災害警戒区域 【校舎・校庭】土砂災害特別警戒区域 【校舎】津波・高潮は 3F 以上を使用
9	興津集会所(注 4)	興津 1222-1	73-1001	300	【校舎】津波・高潮は 3F 以上を使用
10	元興津中学校(注 5)	興津 1222-1	73-6613	225	【校舎・校庭】土砂災害調査未指定区域
11	興津小学校	興津 1700	76-0057	500	【校舎・校庭】土砂災害調査未指定区域 【校舎】津波・高潮は 3F 以上を使用
12	元行川小学校	浜行川 808	73-6641	200	【校舎・校庭】土砂災害調査未指定区域
13	上野集会所	植野元宮田 34	73-1001	40	【周囲】洪水浸水想定区域
14	上野小学校	植野元宮田 72	76-0320	450	【周囲】洪水浸水想定区域
15	元北中学校(注 6)	小羽戸 58-2	73-6613	185	
16	総野集会所	蟹田 159	73-1001	30	【敷地の一部】土砂災害警戒区域 【周囲】洪水浸水想定区域
17	総野小学校	蟹田 222-1	77-0054	550	【敷地の一部】土砂災害警戒区域 【周囲】洪水浸水想定区域
18	国際武道大学(注 7)	新官 841	73-4111	1,200	
19	ブルーベリーヒル (注 8)	興津 1514-10	76-3400	175	

(注 1)体育館・セミナーハウス (注 2)1 階ホールを平土間として使用した場合

(注 3)大道場・第 1 研修室・第 2 研修室 (注 4)元興津中学校校舎 (注 5)体育館・武道館

(注 6)体育館 (注 7)2 号館武道館・3 号館第 1 体育館 (注 8)体育館

基本情報

- ・被害状況（死者数、負傷者数、被災家屋数、ライフラインの状況等）
- ・保健所や勝浦市における医療救護班の被災状況や参集状況
- ・地域の医療機関の稼働状況等の医療提供状況
- ・避難所、救護所、福祉避難所などの設置状況や避難状況
- ・要援護者の避難状況及び、在宅支援者の状況



応援・派遣要請の要否判断



派遣要請チーム数、人数の算定

【保健師等チーム派遣要請】

- ・保健、福祉など在宅ケアに関連する各機関の稼働状況
- ・応援、派遣保健師等に期待する役割及び必要となる医療救護班員の稼働量（人数・時間等）
- ・具体的業務内容や活動体制、勤務体制

【DHEAT派遣要請】

- ・被災都道府県内の応援による業務補完の可否
- ・負傷者、後期高齢者数などの医療の需要と供給バランス
- ・避難所及び避難者数など保健の需要と供給バランス
- ・派遣に係る費用負担の検討

様式 災害時保健活動時の携帯品・必要物品 チェックリスト

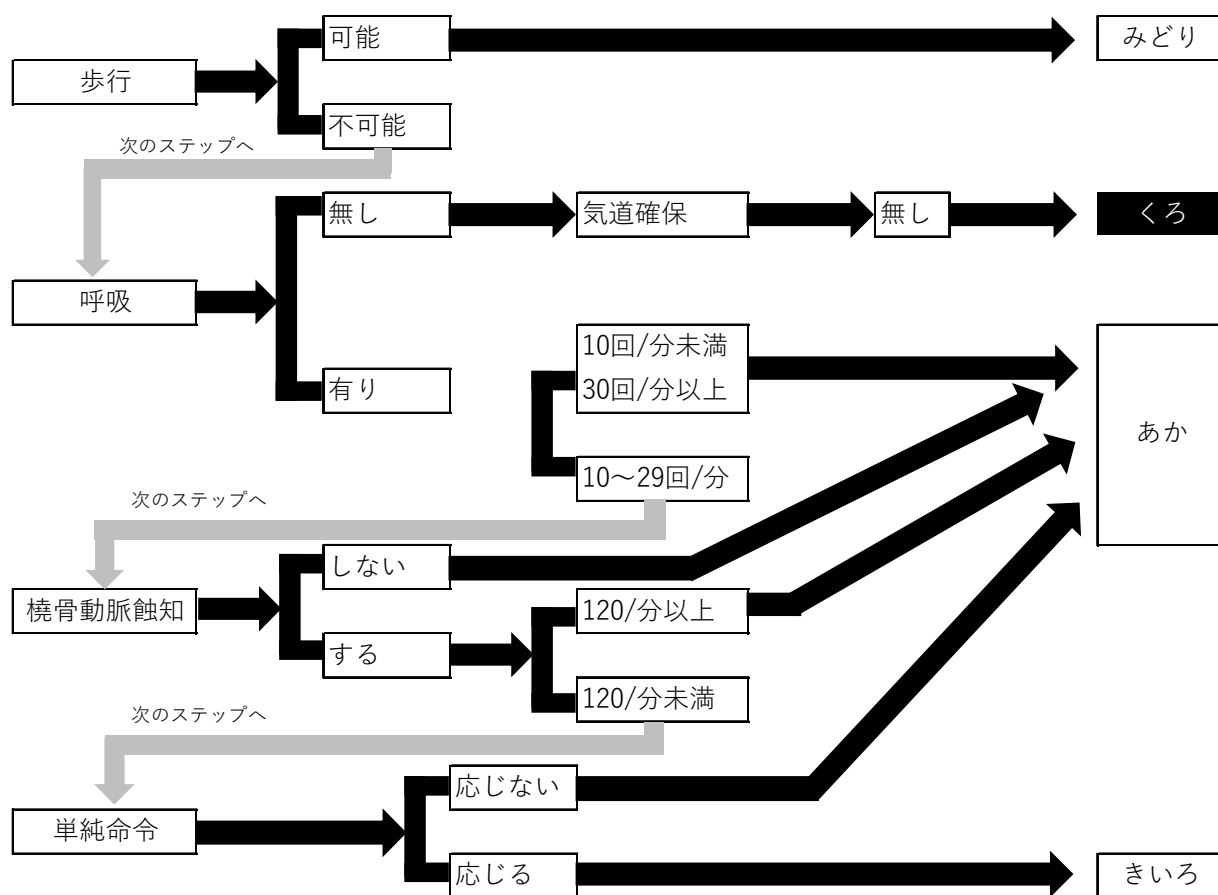
		必要物品	チェック	必要物品	チェック	必要物品	チェック
発災直後 出勤時		2日程度の食糧・水		携帯電話・充電器		リュックサック	
		ティッシュ・ウェットティッシュ		タオル		歯ブラシ	
		生理用品		ゴミ袋		常備薬	
		カイロ等防寒具		運動靴・長靴		軍手	
		雨具		着替え		懐中電灯（ヘッドライト・ぶら下げ式）	
		運転免許証		健康保険証		身分証明書	
保健活動	拠点	地図		連絡先一覧		避難行動要支援者台帳	
		携帯電話		デジタルカメラ		各種様式	
		各種リーフレット		A4クリップボード		模造紙	
		クリップ		筆記用具		電卓	
		マグネット		輪ゴム		ハサミ・カッター	
		セロハンテープ		ガムテープ		ビニールひも	
		乾電池		ヘルメット		速乾性手指消毒薬	
		エタノール		次亜塩素酸		予防衣（使い捨て）	
		手袋（使い捨て）		マスク（使い捨て）		ラジオ	
		所属を示したビブス・腕章・ひざあて等		延長コード			
	訪問 バック	地図		連絡先一覧		携帯電話・充電器	
		各種様式		各種リーフレット		懐中電灯（ヘッドライト・ぶら下げ式）	
		A4クリップボード		筆記用具		血圧計	
		パルスオキシメーター		体温計		聴診器	
		手袋（使い捨て）		マスク（使い捨て）		予防衣（使い捨て）	
		速乾性手指消毒薬		アルコール綿		滅菌ガーゼ	
		カットバン		弾性・ネット包帯		ハサミ	
		テープ		ホイッスル		ゴミ袋	
	乳児	乳幼児体重計		メジャー			
	その他	ビニール袋					
		緊急車両通行証明書					
		デジカメ					

参考資料

トリアージ区分	傷病者の状態
I 赤 緊急治療群	緊急度が高い
II 黄 準緊急治療群	要治療だが、待機可能
III 緑 非緊急治療群	明らかな損傷なし、または、少なくとも緊急を要する状態ではない
0 黒 死亡（救命不能）群	すでに死亡、あるいは救命の可能性なし

「呼吸」「循環」「意識」の順番で評価

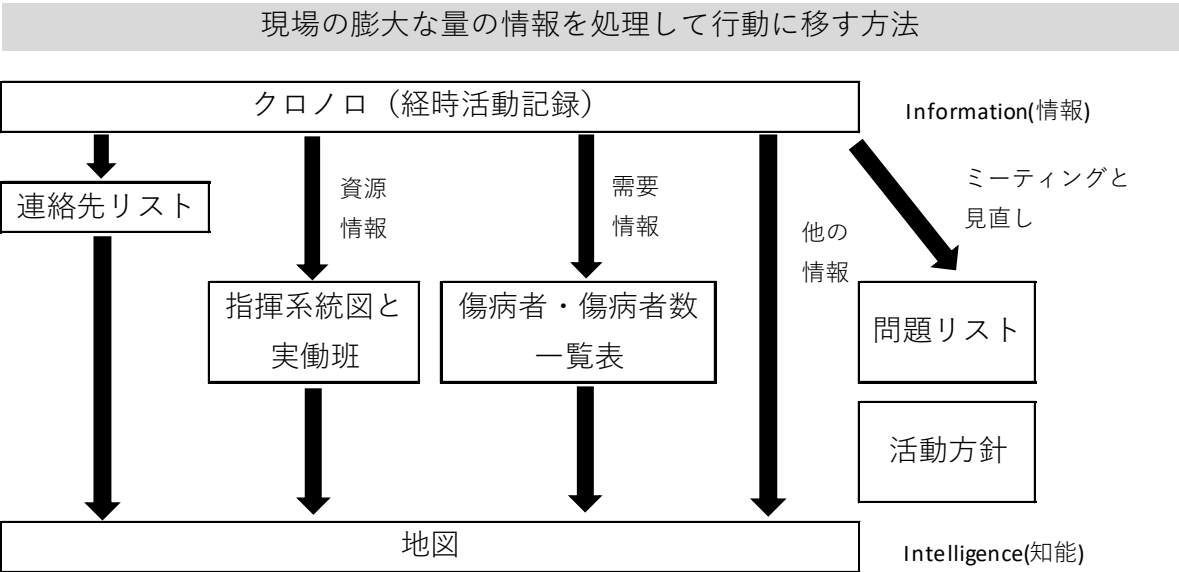
声掛けの例）「目を開けてください」「閉じてください」「手を握ってください」「手を離してください」など



クロノロ（経時活動記録）

クロノロとはクロノロジーの略で災害時に標準的に使用する経時活動記録でホワイトボード等を準備し、日時、（情報の）発信元、発信先、内容を、経時的に記録していく。

クロノロは、経時的にあらゆる情報が記載されるので、クロノロから必要な情報を抜き出し、例えば、指揮系統図と活動部隊・人員と現在の活動、主要連絡先一覧、被災状況、患者・患者数一覧、問題・解決リストなどの資料を作成することが可能である。



クロノロ記載例

日時	発信元	発信先	内容	解決
3/14				
15:00	救護班	本部	救護班配置完了。〇〇物資不足あり	〇

医療施設の状況に関する情報収集

- ・ EMIS にログインし、災害拠点病院や地域災害拠点病院等、平常時に EMIS ログイン情報を付与されている医療機関の EMIS への入力状況を確認する
- ・ 入力されていない医療機関については、保健所から直接連絡あるいは出向き、情報を収集して代行入力する

参考；EMIS で得られる情報

病院	被害状況（倒壊、ライフライン、医薬品・衛生資材、入退院体制、職員参集等）、受け入れ可能な機能（入退院・人的支援等）
避難所	利用人数、医療の提供、ライフライン、生活環境の衛生面、食事等に配慮を要する人数、服薬者数、有症状者数等
救護所	診療患者数・診断名、トリアージ状況、医療物資情報等
その他	医療搬送患者情報、救護班の活動状況、DMAT 活動管理、緊急情報・掲示板

表 保健活動に関する災害準備 30 項目チェックリスト

災害時の保健活動を効果的・効率的に実施するためには、平常時の準備が重要である。消防防災課と連携し、下記の表を用いて現在の準備状況を確認し、チェックが付かない項目については、あるべき姿を描きながら計画的に準備を進める必要がある。

分類	✓	項目
体制整備	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	災害時の自組織の体制は整備しているか 統括保健師等配置しているか 地域防災計画に災害時の保健所の役割や保健活動（マニュアル）は位置づいているか 自治体独自の保健活動マニュアルやアクションカードは作成しているか 初動時のアクションカードを用いた訓練は実施しているか 初動に必要な資機材は準備しているか
受援・派遣	☐ ☐ ☐	保健医療活動チームの連絡窓口を設置しているか 応援業務計画を作成しているか 保健師等チーム・DHEAT の名簿作成、所属との調整はしているか
安全確保	☐ ☐ ☐	耐震性・安全性の確保されている活動拠点はあるか 災害時を想定した職員の緊急連絡網は整っているか 職員の参集計画は整っているか
連携	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	災害対策本部との連携体制は整っているか 他の自治体と保健活動に関する災害時相互応援協定は締結しているか 災害時の関係機関（医師会等）との連絡体制は整っているか 都道府県-保健所-市町村間、近隣市町村間の連絡体制は整っているか 災害医療コーディネーター、災害拠点病院等との連携体制は整っているか 避難所・福祉避難所の設置・運営側との連携体制は整っているか 組織横断による保健医療福祉関係者等との合同災害訓練は実施しているか
アセスメント	☐ ☐ ☐	各種災害における地域の脆弱性は評価しているか 活動に必要な都道府県内で統一された記録用紙は準備しているか 保健医療ニーズを分析する体制は整備しているか
地域づくり	☐ ☐ ☐	ソーシャルキャピタルの醸成や活用を図っているか 地域住民への減災教育は行っているか 避難行動要支援者の避難行動計画の作成・関係者と協力関係を構築しているか
スキル	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	過去の災害からの学びを自組織で共有・伝承しているか 災害時の保健活動に関する研修を受講しているか クロノロジー、情報収集様式を記載できるか、EMIS の入力ができるか 災害時の被災者に対する保健指導・栄養指導等が行える能力は備えているか 災害時の防疫対策が行える能力は備えているか